

添付法令資料 3 :

国家経済復興プログラムの実施を支援する枠組みにおける零細、小規模及び中規模の  
企業への信用貸付／融資のための利子補給金／マージン補給金交付手続に関する  
2020年6月5日付インドネシア共和国財務大臣規則 No.65/PMK.05/2020（目次）  
同日施行

- 第1章 総則（第1条ないし第3条）
- 第2章 割当及び予算（第4条ないし第7条）
- 第3章 受給者の基準及び利子補給金／マージン補給金の額
  - 第1節 債務者の基準（第8条）
  - 第2節 利子補給金／マージン補給金の額（第9条及び第10条）
- 第4章 利子補給金／マージン補給金交付のメカニズム
  - 第1節 提供者の基準（第11条及び第12条）
  - 第2節 債務者データの伝達（第13条及び第14条）
  - 第3節 債務者登録（第15条）
  - 第4節 利子補給金／マージン補給金の請求（第16条及び第17条）
  - 第5節 利子補給金／マージン補給金資金口座の構造（第18条）
  - 第6節 利子補給金／マージン補給金資金口座の管理パートナーとしての商業銀行の決定（第19条ないし第21条）
  - 第7節 基本口座の開設（第22条ないし第24条）
  - 第8節 仮想口座の開設（第25条及び第26条）
  - 第9節 仮想口座の運用（第27条）
  - 第10節 基本口座の閉鎖（第28条ないし第31条）
  - 第11節 口座の報酬（第32条）
  - 第12節 請求処理並びに直接支払請求書（SPP-LS）及び直接支払命令書（SPM-LS）発行のメカニズム（第33条ないし第39条）
  - 第13節 利子補給金／マージン補給金の残額の払込み（第40条）
- 第5章 プログラムクレジット情報システム（SIKP）の使用（第41条）
- 第6章 会計及び報告（第42条）
- 第7章 監督及び評価（第43条）
- 第8章 雑則（第44条）
- 第9章 終則（第45条）